

立川市民科について（素案）

1 立川市民科教科化の背景

本市において平成27年度から取組を進めている「立川市民科」を教科化するにあたり、その背景を教育基本法、学習指導要領、本市の学校教育の原点及び地域的特性の面から以下に示す。

(1) 教育基本法上の位置付け

教育基本法第一条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と示されており、社会の形成者たる市民に必要な資質等の育成を小・中学校9年間を通して立川市民科として行うことは教育基本法に示されている目的に合致する。

(2) 学習指導要領上の位置付け

学習指導要領総則に「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創る」という目標が明確に規定され、この目標を学校と社会が共有し、その実現を図るために連携及び協働していくことが示されている。ここで示されている地域と連携、協働して教育課程を組み立てることは、地域に根ざした学習を教科等横断的に展開する立川市民科の学習と一致するものである。

(3) 地域とともにある学校づくりとの関係

立川の教育の歴史は明治5年の学制発布前の明治3年の第一小学校のルーツである虞顛（ぐえい）学舎である。この学舎は地域の皆さんの「新たな時代は教育が拓く」との思いで設立された東京で一番歴史のある学校である。その「地域とともにある学校づくり」の伝統を踏まえ、地域に根ざした学習を通して先人の思いを未来に引き継ぐために地域づくりに参画する資質等を育成することが大切である。

(4) 地域的特性との関係

本市は都市化が進み、それに伴い人口の流動性が高い都市構造となっている。このような中、これまで各方面でまちづくりにご尽力いただいている市民の皆さんのまちに対する思いを引き継ぎ、よりよい地域の実現に向け、児童・生徒に、多様な人々と関わり、参画、協働しようとする資質等を育むことは重要である。

これらの背景のもと、全小・中学校がコミュニティ・スクールとしての学校づくりを、地域とともに創意工夫し取り組んできたが、これまでの各校の実践をより深め、本市の教育の柱となる持続可能な学びとすることが立川市民科の教科化の目指すところである。

2 立川市民科の目的

地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の
人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に行動する市民を育成することを目的
とする。

※市民性：よりよい社会の実現に向け、多様な人々と積極的に関わろうとする意欲や行動力のこと

※市民：自治体の地域社会を形成する構成員のこと

3 立川市民科で目指す児童・生徒像

○地域を知り、地域を大切にする思いを育み未来を拓いていく児童・生徒

○地域と関わり、主体的に行動し、よりよい地域づくりに参画しようとする児童・生徒

立川市民科の目的を踏まえ、立川市民科で目指す児童・生徒像を上記のように定める。これは、
児童・生徒には、保護者や地域の皆様のご協力の下、地域に根ざした学習を通して、地域を知り、
関わる中で、地域を大切にする思いを育み、新たな未来を拓いてほしいという思いと、多様な方々
と力を合わせてよりよい社会づくりに主体的に参画してほしいという二つの思いを込めたものであ
る。

4 立川市民科を通して育みたい資質・能力

- ・コミュニケーション力・協働力
- ・課題解決力・社会参画力
- ・キャリアを見つめ、将来を考える力
- ・多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い
- ・情報活用力・メディアリテラシー

5 授業時数

- ・各学年の年間の配置時数等の方向性
 - 各校の5年間の実践から、小学校第5学年及び中学校第2学年における立川市民科年間指導計
画上の授業時数の平均が約29時間であることから年間35時間を中心として検討を進める。
なお、小学校低学年の年間授業時数については、総授業時数が少ないこと、教科数も他学年と
比較して少ないことを考慮して検討する。
 - ・総合的な学習の時間を中心として、他教科の学びを教科等横断的に活用するカリキュラムマネ
ジメントを生かし、各教科の学びと有機的に関連付けた立川市民科の授業づくりが進められる
ように検討していく。

6 共通理解の醸成

- ・保護者・地域等
 - PTA、学校運営協議会を通して実施する。
- ・教員
 - 校長会はもとより、各校の研修や小・中学校の教育研究会とも連動して実施する。
- ・生涯学習推進センター・図書館
 - 生涯学習推進センターや図書館にも協力を依頼する。

◇ 今後の予定

- ・ 6月11日 総合教育会議に報告
- ・ 6月17日 文教委員会へ報告
- ・ 6月25日 第3回検討委員会
検討内容を定例教育委員会に報告
- ・ 7月 第4回検討委員会
検討内容を定例教育委員会に報告
- ・ 8月頃 定例教育委員会で国への申請内容を決定
国へ教科化の資料提出
- ・ 9月 文教委員会、定例教育委員会に報告
- ・ 10月頃 教科化に関する国との調整
- ・ 11月 定例教育委員会で最終確認
- ・ 12月頃 国からの正式通知、文教委員会、定例教育委員会に最終報告

立川市民科教科化検討委員会における検討について

1 検討委員会について

(1) 開催日時

第1回 令和3年4月26日(月) 13時から15時

第2回 令和3年5月20日(木) 13時15分から15時

※いずれもウェブ会議システムによるリモート開催

(2) 委員構成

委員長	教育部長	大野 茂
学識経験者	学習院大学文学部教育学科教授	長沼 豊
	シティズンシップ教育推進ネット代表	大久保 正弘
アドバイザー	都多摩教育事務所指導課統括指導主事	美越 英宣
校長会代表	立川市立第八小学校長	
	立川市立立川第二中学校長	
事務局	教育部指導課	

(3) 協議内容(出された主な意見)

① 第1回

○立川市民科の目的、目標について

- ・目的と目標の違いを見やすく整理する。
- ・目的には、目指すゴールとして世界につながる表現をする。
- ・目標は、観点の違いによって5つの市民力に軽重があるように見えてしまうので、すべて学習指導要領に示されている3観点を整理する。

○立川市民科で育成を目指す児童・生徒像について

- ・基盤となる力を整理し、既存の教科では学べない内容であることを示す。
- ・目指す児童・生徒像は、今後、整理された目標に基づき設定する。

② 第2回

○第1回検討会での意見を踏まえた修正について

- ・目的・目指す児童像については、指摘を踏まえた修正となっている。
- ・立川市民科と学習指導要領との関連については、重要な内容なので、目立たせてほしい。
- ・授業時数は、当該教科と同じ内容を学習することになるので、授業の内容を移すと考えるとよい。
- ・授業時数に該当する内容を例示し、各学校で柔軟な対応ができるようにするとよい。

○申請にかかる内容の確認について

- ・カリキュラムについては授業時数を例示して調整するとよいとの学識経験者からの指摘があった。
- ・指定の要件に対しては、児童・生徒の転出入にも対応できるよう、「立川の特色を生かした市民科学習」としてとらえていくとよいとの指摘が学識経験者からあった。